平成２６年（フ）第５９３号
北九州市小倉南区朽網西５丁目18番14―304号
破産者　韓流小町こと　川口真弓美
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５１１号
熊本市西区島崎５丁目８番９号　パナハイツ島崎201号室、住民票上の住所熊本県合志市御代志2086番地140
破産者　大塚　高広
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６４８号
熊本市中央区水前寺１丁目３番４―305号　ダイコー水前寺駅通り、前住所熊本市東区江津４丁目８番16号　水村アパート201
破産者　池上みどり（旧姓幸野）
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３３４号
茨城県水戸市下大野町3922番地の２
破産者　幸田　裕行
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
埼玉県秩父市黒谷1140番地４
破産者　村田　龍二
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１０８号
新潟市北区大月甲1099番地
破産者　堀　　一憲
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９４号
静岡県三島市日の出町４番22号　エステート沼上105、前住所静岡県三島市大社町３番９号
破産者　町田　清文
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３４０号
愛知県岡崎市伊賀町字４丁目67番地
破産者　玉澤未奈子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７４号
愛知県刈谷市青山町２丁目157番地22
破産者　塚本　哲也
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
愛知県豊橋市大岩町字北山６番地の483
破産者　Ａ―ＤＣＴ　Ｓｅｒｖｉｃｅこと　中村　　厚
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３２４号
滋賀県甲賀市水口町貴生川１丁目174番地、前住所滋賀県甲賀市水口町虫生野虹の町55番地
破産者　高田　龍蔵
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２９号
大津市湖城が丘28番11号、前住所大津市別保１丁目８番20―213号
破産者　松岡　保幸
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７０１号
京都府向日市寺戸町里垣内６―２、開始決定時の住所京都市伏見区深草大亀谷東久宝寺町31番地３
破産者　小野　禎士
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８２１号
京都府京田辺市興戸南落延25番地12、前住所奈良県大和郡山市高田町102番地７　センチュリーアスカ９―901号
破産者　緑　　浩昭
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６７号
京都市左京区下鴨蓼倉町12番地２　コーポ下鴨13―103号室、住民票上の住所京都市左京区下鴨蓼倉町58番地の10
破産者　中村　晋造
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１８７号
京都府宇治市開町26番地の３　ルミエールプラザ伊勢田１号
破産者　渡辺　哲也
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６４３号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目30番１号清和マンション304
破産者　福岡　鎮司
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６４４号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目30番１号清和マンション304
破産者　福岡　綾子
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係